

○公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省住備発第 34 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第 1～第 6 （略）</p> <p>第 7 個別改善事業に係る補助金の額</p> <p>個別改善事業に要する経費に係る補助金の額は、事業主体（公営住宅等又はサービス付き高齢者向け住宅等を現に管理している地方公共団体で、公営住宅等ストック総合改善事業を施行する者をいう。以下同じ。）が行う個別改善事業の場合にあつては、次に掲げる費用（買取りの場合は、次に掲げる費用相当分）を合計した額に 2 分の 1 を、事業主体が借り上げた公営住宅等の改善を行う者又は認定事業者等に対して事業主体が補助する場合にあつては、当該補助額（その額が次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 に相当する額を超える場合においては、当該 3 分の 2 に相当する額）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</p> <p>一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、平成 29 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 29 年 3 月 31 日付国住備第 477 号、国住整第 45 号、国住市第 130 号。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1 に掲げる 1 戸当たりの工事費に改善の対象となる公営住宅等の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第 5 第 1 項第五号イからニまでに掲げる施設の整備を伴う個別改善事業については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる公営住宅等の戸数に 1 戸当たり <u>1,685,000 円</u>（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては <u>2,674,000 円</u>）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては 1 件当たり <u>31,686,000 円</u>）とする。</p> <p>二 測量試験費 次に掲げるいずれかの工事を含む個別改善事業を実施するために必要な測量、調査及び設計に要する費用。（ただし、1 戸当たり 33 万円を限度とする。）</p> <p>イ～ハ （略）</p>	<p>第 1～第 6 （略）</p> <p>第 7 個別改善事業に係る補助金の額</p> <p>個別改善事業に要する経費に係る補助金の額は、事業主体（公営住宅等又はサービス付き高齢者向け住宅等を現に管理している地方公共団体で、公営住宅等ストック総合改善事業を施行する者をいう。以下同じ。）が行う個別改善事業の場合にあつては、次に掲げる費用（買取りの場合は、次に掲げる費用相当分）を合計した額に 2 分の 1 を、事業主体が借り上げた公営住宅等の改善を行う者又は認定事業者等に対して事業主体が補助する場合にあつては、当該補助額（その額が次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 に相当する額を超える場合においては、当該 3 分の 2 に相当する額）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</p> <p>一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、平成 28 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 28 年 3 月 29 日付国住備第 445 号、国住整第 38 号、国住市第 125 号。以下「標準建設費等共同通知」という。）別表第 1 に掲げる 1 戸当たりの工事費に改善の対象となる公営住宅等の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第 5 第 1 項第五号イからニまでに掲げる施設の整備を伴う個別改善事業については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる公営住宅等の戸数に 1 戸当たり <u>1,664,000 円</u>（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては <u>2,639,000 円</u>）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては 1 件当たり <u>31,279,000 円</u>）とする。</p> <p>二 測量試験費 次に掲げるいずれかの工事を含む個別改善事業を実施するために必要な測量、調査及び設計に要する費用。（ただし、1 戸当たり 33 万円を限度とする。）</p> <p>イ～ハ （略）</p>

2 (略)

第8 全面的改善事業に係る補助金の額

全面的改善事業に要する経費に係る補助金の額は、次に掲げる費用を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。

一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる公営住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第5第1項第五号イからニまでに掲げる施設の整備に係る工事費については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる公営住宅の戸数に1戸当たり 1,685,000 円（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては 2,674,000 円）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては1件当たり 31,686,000 円）とし、住戸改善に係る工事費については、団地別及び住戸別に算定するものとし、その工事費の1戸あたりの限度額を一の住戸に係る改善工事（バルコニー部分の工事を含む。）に要する費用の総額から1戸あたり500千円（従前居住者からの退去時の徴収額が1戸あたり500千円を上回る場合は、当該額。）を除いた額と、次の式により算出される額のいずれか少額のを限度とする。

$$L = 3,000 + (2,000 \times M / 40)$$

L：一の住戸に係る工事費の限度額（単位：千円）

M：対象住戸面積（単位：㎡）

二 (略)

2 (略)

第9 公的賃貸住宅長寿命化モデル事業に係る補助金の額

公的賃貸住宅長寿命化モデル改修事業に要する経費に係る補助金の額は、次の各号に掲げる費用を合計した額のうち、次の表の（イ）欄に掲げる額について（ロ）欄の対象

2 (略)

第8 全面的改善事業に係る補助金の額

全面的改善事業に要する経費に係る補助金の額は、次に掲げる費用を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。

一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる公営住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第5第1項第五号イからニまでに掲げる施設の整備に係る工事費については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる公営住宅の戸数に1戸当たり 1,664,000 円（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては 2,639,000 円）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては1件当たり 31,279,000 円）とし、住戸改善に係る工事費については、団地別及び住戸別に算定するものとし、その工事費の1戸あたりの限度額を一の住戸に係る改善工事（バルコニー部分の工事を含む。）に要する費用の総額から1戸あたり500千円（従前居住者からの退去時の徴収額が1戸あたり500千円を上回る場合は、当該額。）を除いた額と、次の式により算出される額のいずれか少額のを限度とする。

$$L = 3,000 + (2,000 \times M / 40)$$

L：一の住戸に係る工事費の限度額（単位：千円）

M：対象住戸面積（単位：㎡）

二 (略)

2 (略)

第9 公的賃貸住宅長寿命化モデル事業に係る補助金の額

公的賃貸住宅長寿命化モデル改修事業に要する経費に係る補助金の額は、次の各号に掲げる費用を合計した額のうち、次の表の（イ）欄に掲げる額について（ロ）欄の対象

住宅等に応じ（ハ）欄に掲げる率を乗じて、それぞれ得た額とする。

一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第5第1項第五号イからニまでに掲げる施設の整備に係る工事費については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる住宅の戸数に1戸当たり 1,685,000 円（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては 2,674,000 円）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては1件当たり 31,686,000 円）とする。

二 （略）

2・3 （略）

第10～第24 （略）

第25 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～三 （略）

四 平成 29 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 29 年 3 月 31 日付け国住備第 477 号、国住整第 45 号、国住市第 130 号国土交通事務次官通知）

五～十一 （略）

附 則

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

住宅等に応じ（ハ）欄に掲げる率を乗じて、それぞれ得た額とする。

一 工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。） 団地別及び構造別に算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第5第1項第五号イからニまでに掲げる施設の整備に係る工事費については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる住宅の戸数に1戸当たり 1,664,000 円（合併処理浄化槽施設を設ける場合にあつては 2,639,000 円）を乗じて得た額（同号イに定める集会所にあつては1件当たり 31,279,000 円）とする。

二 （略）

2・3 （略）

第10～第24 （略）

第25 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～三 （略）

四 平成 28 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 28 年 3 月 29 日付け国住備第 445 号、国住整第 38 号、国住市第 125 号国土交通事務次官通知）

五～十一 （略）